

第2章 建設コンサルタントを取り巻く状況

2-1 建設コンサルタントを取り巻く状況

老朽化した社会資本の維持・改修、激甚化する自然災害への対応、建設生産・管理システムの変化や環境への配慮など、建設コンサルタントが果たすべき役割は年々変化・拡大している。

少子・高齢化等による担い手不足は深刻であり、BIM/CIM、AI、ICT、IoTなどの新技術の積極的な導入により、生産性向上やDXの推進などを図ることで、建設業界の魅力をアップし、担い手を確保する取組みが進められている。

令和2年（2020年）4月以降長期に亘り、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、緊急事態宣言並びにまん延防止等重点措置が発出され、社会経済活動に大きな制約が生じた。

建設コンサルタントは、緊急事態宣言時にも事業の継続が求められる業種の一つであり、感染拡大防止措置を講じながらも、国土交通省並びに各自治体などの発注者と連携して、Web会議やテレワークなどの導入で社会資本の整備、管理を推進している。

また、ワークライフバランスを整えながら、アフターコロナ社会へ対応し、公共事業の上流側の役割をしっかりと果たすことで、持続可能な社会の構築に貢献することが期待されている。

以下に示す様に、近年改正された関係法令類においても「働き方改革」の推進が法的に義務づけられるとともに、建設コンサルタントの地位向上が図られている。

（1）労働基準法改正（平成31年4月1日施行）

「時間外労働の上限規制」「年次有給休暇取得の一部義務化」「フレックスタイム制の清算期間延長」「高度プロフェッショナル制度の創設」「雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保」が主な改正項目である。

（2）「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の一部を改正する法律（令和元年6月12日公布）

「建設業の働き方改革の促進」「現場の処遇改善」「建設現場の生産性の向上」「持続可能な事業環境の確保」が主な改正項目である。

（3）「公共工事の品質確保の促進に関する法律」改正（令和元年6月14日施行）

「災害時の緊急対応の充実強化」「働き方改革への対応」「生産性向上への取組み」「測量・調査・設計の品質法上の位置づけの明確化」が主な改正項目である。

（4）民法改正（令和2年4月1日施行）

「消滅時効に関する見直し」「請負に関する見直し」「債務不履行による損害賠償の帰責事由の明確化」「契約解除の要件に関する見直し」が主な改正項目である。

（5）高齢者雇用安定法改正（令和3年4月1日施行）

65歳までの雇用確保義務に加え、「70歳までの就業確保措置を講ずる努力義務の新設」が主な改正内容である。